

## 保育における食の位置づけを変更しないでください

### 幼児教育無償化に伴う食材料費（副食費）の取扱いについての要望書

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 全国保育協議会 会長 万田 康  
全国保育士会 会長 上村初美

「子ども・子育て会議」（第 40 回、平成 30 年 11 月 30 日）において、「食材料費（副食費）の取扱いに関する方向性（案）」が示されました。その中で 2 号認定子どもの「副食費」について『これまでも保育料の一部として保護者が負担してきた』とされ、現在の主食費の負担方法を基本とし、主食費と副食費を合わせて「施設による実費徴収」とする、とされています。

#### ○ 一人ひとりの子どもの育ちを支えるために、食の位置づけを維持してください。

- 保護者が負担しているとされる副食費（食材料費）も含め、保育所等における公定価格（※子ども一人あたりの教育・保育に通常要する費用を基に算定）が設定されています。これを実費徴収とすることは、保育の一環として私たちが取り組んできた保育における食の位置づけの変更を意味します。

現状の位置づけと仕組みを維持してください。食の位置づけの変更は、保育の現場にさまざまな混乱や負担を生じさせ、食を中心とする保育の質の低下を招くことが懸念されます。

特に、保育所においては、行政が保護者から保育料として副食費を徴収し、委託費として保育所に支払う仕組みを維持すべきです。

- 子どもの健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉施設として、子どもたちの福祉を積極的に増進することに、もっともふさわしい生活の場を求められている私たち保育者にとって、食育を含めた食への取り組みは、保育の重要な役割です。家庭での食生活の補完、子どもの貧困への対応、アレルギー児や障害のある子ども等へ確実に対応することにより、一人ひとりの子どもの育ちを保障しています。子どもの育ちを支えるために、保育における食の位置づけは現状のままとすべきです。

※公定価格は、子ども一人あたりの教育・保育に通常要する費用を基に算定されており、「認定区分（1 号認定、2 号認定、3 号認定）」、「保育必要量」、「施設の所在する地域」等を勘案して算定されています。

#### ○ 無償化について、保護者や保育関係者への説明は、行政が丁寧かつ充分に行うべきです。

- 保護者は、現在の保育料全体が無償化されるととらえています。子ども・子育て会議の資料には、『これまでも保育料に副食費の食材料費は含まれており、保護者が負担していた』ことが示されましたが、保護者・保育関係者に理解されていません。
- 保育料を含む無償化にかかる説明責任の所在は、それぞれの施設ではなく行政にあります。保護者等に対し、行政が責任をもって説明し、同意を得るべきです。

以上